

第 14 回中央環境審議会総会
水・大気環境部局関連資料

平成 22 年 4 月 7 日（水）

水・大気環境保全施策について

資料10

平成22年4月

水・大気環境局

大都市圏をはじめとした大気環境対策

PM2.5

PM2.5の環境基準を昨年9月に告示。
全国的な監視測定体制の整備の促進に向け、常時監視に係る事務の処理基準を改正。

環境上の条件：
年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
かつ日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

自動車排ガス規制

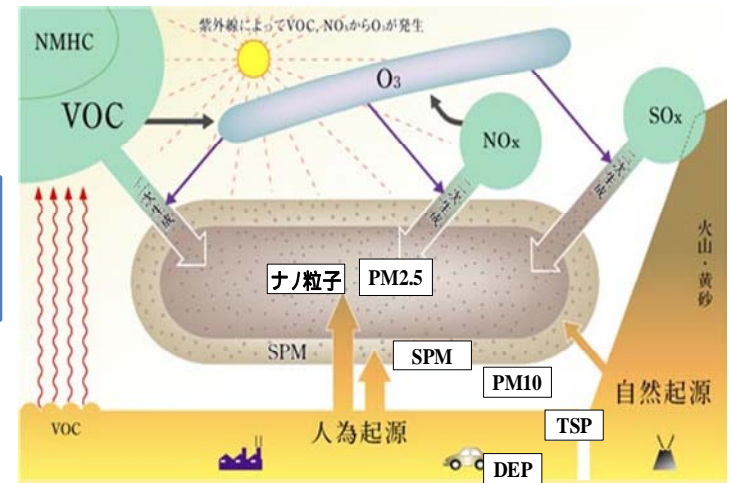
- ・昨年10月からディーゼル車についてPMを実質ゼロとする「PMフリー化」を実施（ポスト新長期規制）。
- ・ディーゼルトラック・バスのNO_x規制値をポスト新長期規制から1/3程度とする「挑戦目標値」を検討中。
- ・E10対応車の排出ガス基準及びE10燃料の品質基準を検討中。
- ・ディーゼル特殊自動車の規制を強化（平成23～25年規制）。

低公害車の普及促進

地方公共団体等の低公害車導入に対する補助や、各種税制優遇措置等の支援策を講じているほか、次世代自動車普及モデル実証研究を行っている。

その他

- （低周波音の実態把握のための調査）
- ・苦情が寄せられた風力発電施設において騒音・低周波音の実態把握のための調査を行った。今後とも詳細な調査・解析を行い実態の解明に努めていく。
- （有害大気汚染物質のリスク評価）
- ・多種多様な有害大気汚染物質について、順次健康リスクを評価し、適切な環境目標値を策定。特に「ヒ素及びその化合物」については、定量的評価が可能であることから、現在、評価書案の取りまとめ作業を進めているところ。



新たな課題に対応する水環境対策

第7次水質総量削減

平成18年度に今後の閉鎖性海域対策を検討する上での論点整理を行い、平成19年度から3年間の検討を経て、今後の閉鎖性海域が目指すべき水環境の目標（底層DOと透明度等）とその達成に向けたロードマップを明らかにする「閉鎖性海域中長期ビジョン」を本年3月に策定した。

また、同ビジョンも参考に、第7次水質総量削減に向けて検討中。

水環境保全に関する検討会

昨年12月に「今後の水環境保全の在り方について（中間取りまとめ）」を取りまとめた。更に検討を重ねて、本年秋を目途に最終取りまとめを行う予定。



< 主な提言事項 >

- ・水環境保全の目標の検討
- ・事業者の不適正事案への対応
- ・水質事故への対応
- ・閉鎖性水域における水質改善
- ・新たな排水管理手法の導入
- ・未規制の小規模事業場や面源負荷への対応
- ・地下水・土壌汚染の未然防止対策
- ・気候変動への対応
- ・地球規模で深刻化する水問題への国際貢献 等

土壌汚染対策の推進

改正土壌汚染対策法の施行

昨年4月に土壌汚染対策法を改正。改正法の全面施行(本年4月)に向け、関係政省令の公布を行った。

カドミウムに係る農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直し

厚生労働省において、米のカドミウムの成分規格改正に向けた検討が進められていることを受け、カドミウムに係る土壌環境基準（農用地）及び農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直しについて、検討しているところ。

効果的な公害防止取組促進方策の推進

近年の環境問題の多様化等を背景として、公害防止対策を取り巻く状況は構造的に変化してきており、こうした中で、昨今、基準の遵守の確認等、公害防止対策の適確な実施の必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、昨年8月に「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」諮問を行い、本年1月に中環審答申をいただいた。本答申を踏まえ、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」を国会に提出したところ。

<改正の概要>

- ・事業者による記録改ざん等への厳正な対応
- ・排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進
- ・事業者による自主的な公害防止の取組の促進
- ・汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

我が国の能力を活かしたアジア諸国等への支援

アジア地域を中心として、大気汚染や水質汚濁などの問題が顕在化しており、それらの越境汚染の問題も起こっている。

こうした諸外国の環境問題の解決のため、水・大気環境局でもアジア諸国を中心とした途上国との政策対話や国際的なネットワーク作りなどを通じ、環境汚染対策と地球温暖化対策を同時に達成するコベネフィット・アプローチの推進等、大気環境、水環境の各分野にわたり効果的な国際協力を実施している。

